CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.２９

**カリタス会（ドイツ）**

（JD仮訳）

Deutscher Caritasverband e.V.

**UNCRPD第26条に基づく職業リハビリテーション専門施設：**

**ドイツのシェルタード・ワークショップ**

ドイツのシェルタード・ワークショップ（保護作業所）は、障害のある人にリハビリテーションサービスを提供している。この施設は、ヨーロッパ諸国の他のワークショップとは異なっている。この施設は、産業生産に主眼を置かない非営利の施設である。

シェルタード・ワークショップを維持する主な目的は第26条に従った職業リハビリテーション（サービスの提供）である。ドイツのシェルタード・ワークショップのモデルは、重度の障害のある人のグループに関してユニークである。

ドイツでは、重度の障害のある人は労働市場から排除されている。これらの人々はすべて、労働生活に参加し、リハビリテーションのプロセスに参加するために、シェルタード・ワークショップのサービスを利用する権利がある。重度障害者は、ドイツでは労働市場での労働生活への参加はできないが、作業所でのリハビリテーションを受ける権利はある。

障害者は自由に作業所を選び、リハビリテーション活動に参加することができる。

ドイツのシェルタード・ワークショップは、職業教育（27ヶ月）とリハビリテーションを行う高度に専門的な施設である。重度の障害を持ち、開かれた（第一）労働市場で働くことができない人、まだ働けない人、再び働くことができなくなった人が対象である。リハビリテーションは、作業所での職業教育部門と作業部門に関わる。

他のヨーロッパ諸国では、このグループの人々は通常、デイケアセンターや生活施設で世話を受けている。

ドイツのシェルタード・ワークショップのこれらの概念的および法的側面を考慮すると、労働市場へのより多くの参加を望む障害者の希望に従ってこれらのサービスを開発することが非常に重要である。

UNCRPD第26条は、ドイツのシェルタード・ワークショップの法的根拠である。

**UNCRPD第27条に照らしたドイツのシェルタード・ワークショップ**

UNCRPD第27条は、障害者が第一の労働市場に参加する権利に関係している。ドイツのシェルタード・ワークショップは、開かれた労働市場には属していない。第一労働市場に属する労働サービスは他にもある（統合のためのサービス（Integrationsfachdienste）、包摂事業所（Inklusionsbetriebe））。

シェルタード・ワークショップは社会福祉施設である。社会福祉施設は、職業リハビリテーションサービスとして作業所を組織し、第一労働市場の企業と協力している。

ドイツのシェルタード・ワークショップは、以下のようなサービスを提供している。

- 職業教育

- 個人の能力に応じて組織化された日常作業

- 医療リハビリテーションと治療

- 本人の発達のための個別支援

- 余暇活動

- 労働市場への移行支援

これらすべてのサービスを考慮すると、シェルタード・ワークショップは第一労働市場のメンバーとしてではなく、リハビリテーション施設と考えることが重要である。

シェルタード・ワークショップにいる人たちは、従業員ではない。彼らは法的には「従業員のような地位」にあり、すべての法的権利を持つが、従業員のような義務はない。雇用契約はなく、シェルタード・ワークショップとの職業リハビリテーションに関わる契約となる。

これとは別に、ドイツのシェルタード・ワークショップは、例えば、第一労働市場の条件を満たす能力を持つ人々のシェルタード・ワークショップから第一労働市場への移行率を高めることや、より公平で適切かつ現代的な賃金システムの開発など、いくつかの課題に直面している。これらの課題は非常に真剣に受け止められている。

**結論**

シェルタード・ワークショップにおけるこれらすべての法的規定を考慮すると、重度障害者の雇用は、UNCRPD第27条に照らしてのみ判断することはできない。27条を参照にシェルタード・ワークショップを実施するのでは、あまりにも不十分である。シェルタード・ワークショップの法的根拠はUNCRPD第26条である。「一般的意見」は、専門的基準やドイツの規範的な内容に関して、第26条と27条の両方を考慮しなければならない。

ベルリン、2021年12月6日

会長、Eva-Maria Welskop-Deffaa

連絡先：

Janina Bessenich (cbp@caritas.de)

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）